

板橋区緑の基本計画改定委員会設置要綱

(令和6年8月19日区長決定)

(設置目的)

第1条 都市緑地法第4条に基づく「板橋区緑の基本計画」の改定を行うにあたり、区民や団体、専門家などから意見や助言・知見などを含めて計画案の取りまとめを行うために、板橋区緑の基本計画改定委員会(以下「改定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 改定委員会は、現行計画改定のために、次の事項に対して検討し、改定計画案のとりまとめを行う。

- (1) 緑地の保全及び緑化の目標
- (2) 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- (3) 都市公園の整備及び管理の方針、その他緑地の保全及び緑化の推進の方針
- (4) 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
- (5) 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
- (6) 重点的に緑地の保全に配慮すべき地区及び当該地区での保全に関する事項
- (7) 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- (8) 重点的に緑化の推進に配慮すべき地区及び当該地区での緑化の推進に関する事項
- (9) その他改定委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 改定委員会は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定める人数で、区長が委嘱する又は任命する委員20名以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験者 3名以内
- (2) 区民委員(市民団体構成員・公募委員)等 12名以内
- (3) 区職員 5名
 - ア 土木部長
 - イ 資源環境部長
 - ウ 都市整備部長
 - エ まちづくり推進室長
 - オ 教育委員会事務局次長
- 2 改定委員会に委員長を置き、学識経験者をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、改定委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 委員長に事故があるときまたは欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 改定委員の任期は委嘱の日から2年以内とし、再任を妨げない。ただし、前条第1項第3号の区民公募委員については、原則として1期限りとする。

(会議の運営)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議を統括する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

4 委員は、やむをえない理由によって会議に出席できないときは、自ら指名する者を代理出席させることができる。

(改定部会)

第6条 改定委員会に、計画案作成に向けた方向性の検討を行うために、板橋区緑の基本計画改定部会(以下「改定部会」という。)を置く。

2 改定部会の構成員は学識経験者3名以内とする。

3 改定部会の部会長は委員の互選により、選出する。

(報償)

第7条 改定委員会、改定部会に係る学識経験者及び区民委員への報償費の額及び支払方法は別途定める。

(庶務)

第8条 改定委員会及び改定部会の庶務はみどりと公園課が担当する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、改定委員会の運営に必要な事項は土木部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、決定の日から施行する。